破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２６０号
群馬県太田市鶴生田町898番地21
破産者　橋本　博之
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１４７５号
愛知県日進市岩崎台２丁目912番地１、開始決定時の住所名古屋市緑区上旭１丁目1201番地の７
破産者　朱　　清中
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９７４号
名古屋市中区新栄１丁目47番15号　千早グリーンハイツ901号
破産者　小笠原正士
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８１号
兵庫県西宮市東山台４丁目11番地２、前住所広島県安芸郡府中町大須３丁目８番14―403号
破産者　玉森　幸一
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１６号
北海道夕張郡栗山町字中里25番地34　中里団地79―301号
破産者　北間　智美（旧姓渡邊）
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第７８号
北海道岩見沢市７条西19丁目１番地25　スカイマンション摩周Ａ号室
破産者　川口知以子
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第５４２号
茨城県小美玉市飯前612番地６　五月荘２号棟、開始決定時の住所茨城県鉾田市舟木208番地
破産者　柴田　喜一
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第８１号
茨城県龍ケ崎市馴馬町3035番地
破産者　橋本　　豊
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
石川県白山市宮永市町666番地16
破産者　森下　邦夫
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１０６号
滋賀県米原市西山262番地　ランブラスⅠ―102号、前住所滋賀県守山市赤野井町176番地
破産者　三品東洋一
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５７号
長崎県長崎市白鳥町６番51号
破産者　永松　正夫
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
宮崎市希望ケ丘３丁目24番３号
破産者　髙田真優子
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第８２号
長野県塩尻市大門幸町５番12号
破産者　大森　幸次
1　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
2　一般調査期日　平成25年３月11日午前11時
平成25年１月11日　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第５５１号
静岡市駿河区宮竹２丁目６番３号
破産者　株式会社浜本工業所
1　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
2　一般調査期日　平成25年３月22日午前10時30分
平成25年１月11日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９９４号
大阪府大東市中垣内４丁目５番10号
破産者　サンキンプラスチック工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
2　一般調査期日　平成25年３月14日午後３時30分
平成25年１月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９１２号
宮城県多賀城市町前２―１―16コーポレートＫ．Ｔ101号室、住民票上の住所大阪府大東市灰塚６丁目10番９号
破産者　中村　慶藏
1　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
2　一般調査期日　平成25年３月11日午後３時30分
平成25年１月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３３号
神奈川県三浦市城山町４番24号
破産者　三谷　光昭
1　破産債権の届出期間　平成25年２月15日まで
2　一般調査期日　平成25年４月16日午前10時30分
平成25年１月15日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２７０号
愛知県一宮市木曽川町黒田六ノ通り60番地
破産者　大渕脇　勉
1　破産債権の届出期間　平成25年２月15日まで
2　一般調査期日　平成25年３月７日午前10時
平成25年１月11日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３９０５号
大阪市大正区平尾５―９―９―1005号、開始決定時の住所大阪市大正区小林東２丁目２番６―509号
破産者　甲斐　　朗
1　破産債権の届出期間　平成25年２月15日まで
2　一般調査期日　平成25年３月18日午後３時30分
平成25年１月15日
大阪地方裁判所第６民事部